

# 大量失業の克服と労働の人間的再生 (ディーセント・ワーク) に向かって

ILO「協同組合の促進に関する勧告(2002)」の核心

菅野正純(日本労働者協同組合連合会理事長)



2002年6月3日から20日まで、スイスのジュネーブでILO(国際労働機関)の第90回総会が開かれました。その第4議題として、昨年に続いて「協同組合促進」勧告の「第2次討議」が行われ、総会最終日、賛成436、反対ゼロ、棄権3(オーストラリア政府とベネズエラ使用者団体の代表)という圧倒的多数の賛成で勧告が採択されました。この票数は、ILOの歴史の中でも、最も高い記録の一つであると言われます。なぜいま政労使(政府・労働者団体・使用者団体)三者構成のILOがこれほどまでに一致して「協同組合の促進」を勧告したのか、勧告の何が核心になっているのか。そのことを中心に報告します。

## 《若干の経過》

ILO総会と協同組合勧告委員会には、今年も昨年に引き続き、「連合」の推薦を得て、日本の労働者グループの一人として傍聴参加することができました。委員会の正式代表は、やはり昨年と同じく、労働金庫の労働組合「全労金」の梅村さんです(労協連国際部の玄幡さんには、先発で参加してもらいました)。

今度の総会を迎えるにあたって、日本では、協同組合学会がシンポジウムを開催し、協同組合研究者と政府・日経連・連合・ILO東京支局と労協連が参加して、勧告案を討議。協同組合学会としての意見書をILOに提出しました。

労協連は、日本政府の勧告へのコメントに対して、労働側の意見を連合と共に作成し、政府の積極的な理解を求めました。

国際的には、ICA(国際協同組合同盟)が、よりよい勧告の制定に向けて、ICAとしての修正案をまとめて総会に臨み、バルベリーニ会長自身が総会で演説し、委員会でも発言しました。総会の協同組合勧告委員会には、13カ国の協同組合団体代表が参加し、コスタリカ、イスラエル、ケニア、ポーランド、ウルグアイが政府グループとして、チェコ、ドイ

ツ、ギリシア、エジプト、イタリア、モンゴル、スロバキアが使用者グループとして、日本が労働者グループとして活動しました。また、アルゼンチン、ベニン、ボツワナ、ブラジル、ドミニカ、エジプト、レソト、モザンビーク、ナイジェリア、南アフリカの各政府代表が、協同組合グループを支援しました。ICAの事前討議には、日本労協連としても「不分割積立金」や「労協の労働者・組合員の権利の独自性」などを主張し、修正案の策定に貢献しました。ICAは、その大半の目的を達成できたと総括しています。

#### 《現代世界における協同組合の不可欠の役割を承認》

勧告の第1の核心は、「ディーセント・ワーク」(尊厳ある労働・まともな労働)を焦点に、現代世界における協同組合の不可欠の役割が、国際公共政策の場において承認されたことです。

「協同組合の促進に関する勧告(2002)」は、1966年の「協同組合(発展途上国)に関する勧告」を全面改訂し、これに代わるものとして採択されました。これによって、協同組合は、発展途上国だけでなく、発達した資本主義国を含めて、全世界的に意義あるものとして、促進の対象に据えられました。

この背景には、何よりも大量失業と「インフォーマル労働」(未組織の法的に保護されていない労働)、貧困の爆発的増大があります。1億6000万の完全失業者、12億の貧困層、2億5000万の児童労働、毎日3000人の労働者の労災・職業病による死亡という数字が、今日の労働をめぐる破局的な事態を示しています。

インド政府代表が勧告委員会最終日に、「わが国の労働者の92%は、インフォーマル

経済に属しており、ここに示された目標(インフォーマル労働のフォーマル化)の達成は困難だ」と述べたほど、労働のインフォーマル化は激しい勢いで進んでいます。そして、多国籍企業にとって利用価値がなくなった地域では、資本の全面撤収が進められています(「グローバル化と貿易自由化の中で、アフリカはその敗者となった」 委員会労働者側副議長、パテル氏の言葉)。

協同組合は今や、人びとが生存と人間の尊厳を確保していくための、ぎりぎりの道すじとして選択されつつあるのです。コスタリカでは、国民の3分の1以上が協同組合の組合員ないし労働者であり、ケニアでは、GDPの45%と30万人の直接雇用を協同組合が産み出している、など。

協同組合の決定的な役割は、今や使用者側も認めるところとなっています。それは彼らが、「就労創出、資源の活用、生産的投資と経済貢献に果たす協同組合の重要性」を認め、勧告前文にその文言の挿入を求めたことにも示されています。

しかし、使用者側は、「(勧告を)労働者憲章ないしは国際労働基準にすべきではない」、「グローバル化や『労働における基本的原則と権利についてのILO宣言』、フィラデルフィア宣言、ディーセント・ワークについての言及はムダである」と、就労創出と労働の質を切り離そうとしました。この限界を克服したのは、労働者グループと協同組合グループ、そしてILO事務局からの一致した働きかけでした。

#### 《大量失業克服とディーセント・ワーク、および協同の一体性》

委員会の労働側副議長・パテル氏は、勧告策定の基本視点を、「企業としての協同組合

(法制、税制、会計、監査など)」「組合員(協同組合の価値にかかわる問題)」「そこで働く労働者(ディーセント・ワーク、国際労働基準、労働における基本的原則と権利など)」の、「協同組合の3要素」に据えて、議論をリード。

これらを通じて、大量失業の克服という今日の課題が、協同を通じたディーセント・ワークの創出と一体であることを明確にし、体系性を備えた勧告を策定することに成功しました。

ICFTU = 国際自由労連は、いち早く、昨年のILO総会で「協同組合促進勧告に対する見解」をまとめ、労働者代表への周知を図りました。この中では、「単なる『雇用の創出』ではなく、『ディーセント・ワーク』の創出を(勧告の)目的にする」とこと、「組合員を基礎とする連帯組織」、「コミュニティに關与する組織」としての協同組合のアイデンティティの擁護があわせて強調されていたのです。

ILO協同組合部のユルゲン・シュベットマン氏も、昨年のICAソウル総会における報告「協同組合とグローバル化」のなかで、「雇用問題は、単なる所得の問題にとどまらず、自己実現や社会的統合など、人間の尊厳にかかわる問題」であり、「単により多くの就労を創出するだけでなく、すべての人のために『尊厳ある雇用(ディーセント・エンプロイメント)』を創出することこそ課題である」とことを強調しました。そしてディーセント・ワーク創出における協同組合の有効性を、次のように指摘しました。

すなわち、協同組合による意思決定過程への参加や、労働条件・価格に関する交渉能力の拡大などの「エンパワーメント」、協同組合を通じた就労創出(協同組合は、利潤

や株主価値を唯一の指導原則としないことから、資本主義企業が「儲からない」経済部門や地域においても就労を創出することができる)、経営危機の企業における、従業員の協同による就労救済などの、「新たな機会」の創出、国家がもはや提供しようとしないうか、提供できない社会サービスやコミュニティ・サービスの組織化、弱い立場にある人びとに援助を提供する「社会的協同組合」などによる「保護の拡大」です。

今年のILO総会では、ILOソマビア事務局長と、ICAバルベリーニ会長がそれぞれに、世界中の協同組合が現実的に1億人を超える就労を創出していることを指摘しました。

ソマビア事務局長は、そこから「人びとに発言権を与え、自らの資源を拠出しあい、技能はあるが資本をほとんどあるいは全くもたない人びとのために経済的機会をつくりだす」協同組合が、「ディーセント・ワーク・アジェンダを促進する、きわめて効果的な手段である」ことを強調しました。

バルベリーニ会長は、この1億人という就労者数が、多国籍企業が産み出した就労者(8600万人)を上回っていることを指摘し、「地域コミュニティに根ざしたものであるがゆえに、就労の維持と生活の保障が可能となり」「人びとが自ら所有し民主的に運営する組織を通じて、自分たち自身の運命をコントロールする能力を最大限高める」協同組合の



存在価値を訴えたのです。

### 《ICA原則から「社会的経済セクター」へ》

勧告の第2の核心は、世界の9億人の協同組合人が草の根からつくりあげてきた、ICAの定義・価値・原則が、国際的な公共政策の基準として確定されるとともに、協同組合がより大きく、「社会的経済セクター」の広がりの中に位置づけられたことです。

すなわち、協同組合を促進する目的が、所得確保や就労創出といった、当事者の主体的力量の強化とともに、「社会的・経済的福祉の向上」や「持続可能な人類の発展」への貢献、「コミュニティの社会的・経済的必要に応える」「活力あるダイナミックな独自の経済セクターを確立」など、その社会的影響力の拡大に置かれていることです(パラグラフ4)。

第2に、「連帯の精神に鼓舞された企業および組織としての協同組合」が、「不利な立場にある集団の必要」に応じて、「社会的な統合・包容」を達成することが求められていること。

こうして第3に、「均衡のとれた社会は、強力な公共セクターや民間セクターと同様に、強力な協同組合、共済組合、その他の社会的セクターおよび非政府セクターを必要とする」(パラグラフ6)という形で、「社会的経済セクター」論が実質的に定式化されたことです。

### 《人びとの「自立支援」を基調とする協同組合促進政策の明示》

勧告の第3の核心は、協同組合と組合員、働く人びとと市民のエンパワーメント(主体形成)、自立支援を基調とする、協同組合促進政策が具体的な形で示されたことです。

第1に、独自の経済社会セクターを構成する協同組合にふさわしい支援的政策と法的枠組です。この点ではとくに、(会社法などに解消されない)協同組合に関する特別法と独自の規則の制定と改正、簡易な登録、不分割積立金や協同組合連帯基金の創設、協同組合の自治と社会的性格を尊重した監督措置、協同組合が優位性を発揮しうるサービス供給分野における協同組合の促進などが注目されます(パラグラフ6)。

第2に、協同組合の発展を促進する「支援サービス」で、協同組合団体自身による協同組合支援サービスと、公的な協同組合開発機関の両面が提起されています(パラグラフ11)。

第3に、投資財源や信用に対するアクセス支援で、これも政府・公共機関を通じるものと、協同組合自前の融資機関促進の双方向が示されています(パラグラフ12)。

第4に、社会政策的・公共政策的効果が期待される活動に対する特別な支援措置です。具体的には、雇用促進や、不利な立場にある集団ないしは地域の利益となる活動で、これに対する、税制上の優遇や貸付金、補助金、公共事業計画へのアクセス、特別の政府調達などの具体的な措置が例示されていることです(パラグラフ7)。

第5に、働く人びとと労働の新たな権利の発展にかかわる施策です。これについては、次の「労働組合と協同組合の合流」の所で見ることになります。

### 《労働組合と協同組合の合流へ 働く人びとの権利の擁護と発展》

協同組合促進勧告の第4の核心は、働く人びとの権利の現代的な擁護と発展にかかわって、労働組合と協同組合の歴史的な再合流が

促されたことです。

一方で勧告は、協同組合を通じて、働く人びとと労働をめぐる権利の新たな発展を促しています(パラグラフ8)。それは、意思決定への参加につながる、情報へのアクセス権(「協同組合において、重要な情報へのアクセスを含む、最良の労働慣行の普及を保障する措置」) 労働におけるより全面的な発達権(「組合員、労働者および経営者の、専門的・職業的技術、起業家的・経営者的能力、可能な事業についての知識、ならびに一般的な経済・社会政策の技術を開発し、彼らの情報およびコミュニケーション技術へのアクセスを改善すること」) 国民の職業選択の自由を保障する協同組合教育(「あらゆる適切なレベルの国民教育および職業訓練制度、ならびにより広い社会において、協同組合の原則と実践についての教育と職業訓練を促進すること」「協同組合についての情報の普及を促進すること」)です。

他方で勧告は、「政府は、しばしば生き残るための周辺的な活動となっている(時に「インフォーマル経済」と呼ばれる)ものを、経済活動の本流に完全に統合され、法的に保護された労働に転換する上で、協同組合の重要な役割を促進すべきである」と、協同組合を通じたインフォーマル労働(未組織の法的に保護されていない労働)の改革を促しています。これはまた、労働組合と協同組合の共同の課題でもあります(「労働組合によるインフォーマル労働者の協同組合への統合は、労働運動を強化する」前掲 ICFTU 見解)。

勧告はまた、政府のみならず、使用者団体、労働者団体、協同組合団体にも、協同組合の促進の活動を求めています。とりわけ労働者団体に対しては、「協同組合労働者の労働者団体への加入の助言・支援」「労働者団体の

組合員による協同組合設立支援(「企業閉鎖への対案を含む)雇用の維持・創出のための新たな協同組合設立支援・参加」などを提起するとともに、労働者協同組合に典型的な、協同組合の共同所有者・協同経営者でもある労働者(「労働者・組合員」)の権利の促進という新たな課題を投げかけています。

再び、ICFTU = 国際自由労連の文書に立ち返れば、「協同組合は、経済開発に伴う社会問題に効果的に立ち向かい、尊厳ある労働を保障し、住民の中の傷つきやすい人びとに手を差し伸べる上で、労働組合の本来的なパートナーである」と、両者の関係を位置づけ、「労働者による企業の所有と経営は、社会に役立つものとなりうる」ことを評価しました。そして、「労働組合と協同組合の連携は、成長の将来方向を形成することができる」と、経済の総体に対するイニシアチブをも展望しています。

協同組合促進勧告は、こうして、協同組合と政府の関係のみならず、労働運動と協同組合運動総体との歴史的な関係と、それぞれのあり方を根底から問い直し、21世紀の新たな政治経済社会像の構築を私たちに迫っているように思えてなりません。

協同労働の確立の取り組みの中で、この勧告の意味を深く掘り下げ、社会の共通認識として広げていきたいと考えます。

